

令和5年7月
(書面開催)

令和5年度 総会議案

札幌市民憲章

前章 わたしたちは、時計台の鐘になる札幌の市民です。

1章 元気ではたらき、豊かなまちにしましょう。

2章 空も道路も草木も水も、きれいなまちにしましょう。

3章 きまりをよくまもり、住みよいまちにしましょう。

4章 未来をつくる子どものしあわせなまちにしましょう。

5章 世界とむすぶ高い文化のまちにしましょう。

札幌市民憲章推進会議

- (1) 議案第1号 令和4年度 事業報告
- (2) 議案第2号 令和4年度 一般会計歳入歳出決算報告
- (3) 議案第3号 令和4年度 周年記念行事等特別会計歳入歳出決算報告
- (4) 報告第1号 令和4年度 監査報告
- (5) 議案第4号 令和5年度 一般会計事業計画（案）
- (6) 議案第5号 令和5年度 一般会計歳入歳出予算（案）
- (7) 議案第6号 令和5年度 周年記念行事等特別会計事業計画（案）
- (8) 議案第7号 令和5年度 周年記念行事等特別会計歳入歳出予算（案）
- (9) 議案第8号 役員改選

< 参考資料 >

札幌市民憲章推進会議役員名簿

札幌市民憲章推進会議構成団体名簿

札幌市民憲章推進会議会則

令和 4 年度事業報告（一般会計・特別会計）

札幌市民憲章の精神がより多くの市民の心の中に定着し、受け継がれていくために、札幌市民憲章の普及と実践活動のための事業推進に努めた。

なお、令和 4 年度は一般会計による事業のみを実施した。

1 花壇への花苗の植込み支援

札幌市民憲章第 2 章「空も道路も草木も水も、きれいなまちにしましょう。」の実現を目指し、地域住民により行われる市内の街区公園等に設置している札幌市民憲章花壇(札幌市民憲章制定 20 周年記念花壇 5 か所及び五輪花壇 1 か所) への花苗の植込み作業を支援している。

令和 4 年度においては、植込みが行われた 6 か所の地域団体に対し、交付金又は花苗等の現物の提供を行った。(事業費 142,845 円)

花壇	所在地等	支援内容
札幌市民憲章制定 20 周年記念花壇	北 27 条公園通り (北区北 26 条西 6 丁目)	植込みを実施する地域団体に対し交付金を支給 (20,000 円×5 団体)
	やなぎ公園 (白石区平和通 5 丁目北)	
	発寒河畔公園 (西区琴似 4 条 3 丁目)	
	元町公園 (東区北 22 条東 19 丁目)	
	真栄みつば公園 (清田区真栄 5 条 4 丁目)	
五輪花壇	東 7 丁目緑地 (中央区北 1 条東 7 丁目)	花苗・土・肥料を現物提供 (42,845 円)



2 札幌市民憲章実践優良者表彰

地域・職域において、率先して札幌市民憲章を普及し、札幌市民憲章を実践する活動を行っている団体・個人を表彰する制度。例年、札幌市民憲章が制定された11月頃に表彰式を実施している。

令和4年度は、令和4年11月24日（木）に札幌市役所本庁舎にて表彰式を開催し、下表の9団体・6個人を表彰した。（事業費195,498円）

	被表彰者（五十音順）	推薦者
団体	厚別西地区交通安全実践会	厚別西町内会連合会
	札幌市赤十字奉仕団 栄西分団	札幌市赤十字奉仕団
	札幌市立栄南中学校 ぶら部	札幌市中学校長会
	市立札幌新川高等学校 札幌市立新川西中学校 札幌市立新川小学校 札幌市立新光小学校	札幌市中学校長会
	二十四軒交通安全実践会	二十四軒連合町内会
	二十四軒交通安全母の会	二十四軒連合町内会
	八軒アカシヤクラブ	八軒中央連合町内会
	幌北健康リズム会	幌北連合町内会
	老人クラブ 真緑会	真駒内地区連合会
個人	川崎 寿美子	幌西第9分区町内会
	川崎 智枝子	公益社団法人心の里親会・奨学会
	斎藤 秀男	真駒内地区連合会
	廻川 一利	芸術の森地区連合会
	平池 信幸	幌西第10分区町内会
	藤田 新	札幌市商店街振興組合連合会



3 「北1条通オフィス町内会 セーフティ&クリーン大作戦」への参加

札幌市民憲章第2章「空も道路も草木も水も、きれいなまちにしましょう。」の実現を目指し、北1条通沿い（西1丁目～西14丁目）において実施している清掃・交通安全街頭啓発活動「北1条通オフィス町内会 セーフティ&クリーン大作戦」に、世話人として参加した。（事業費0円）

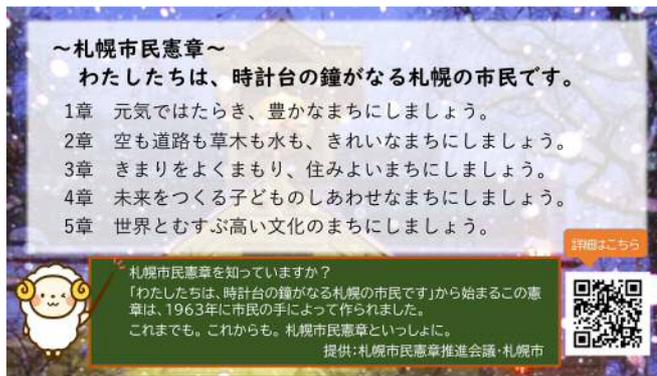
実施日	参加団体数	参加者数
令和4年6月30日（木）	84団体	約790人
令和4年10月5日（水）	91団体	約720人



4 札幌市民憲章普及啓発事業の実施

札幌市民憲章の普及啓発を図るための事業として、札幌市民憲章のPR映像を市内各所のデジタルサイネージで放映した。（事業費0円）

放映場所	放映期間
駅前通地下歩行空間広場 （北大通・北3条）	令和4年4月1日～令和5年3月31日
ポラリス車内	令和4年4月1日～令和5年3月31日
市政PRコーナー （地下鉄東西線大通駅コンコース内）	令和4年4月1日～令和5年3月31日
各区役所戸籍住民窓口	令和4年6月1日～令和5年3月31日
エコチルまちビジョン （西2丁目地下歩道）	令和4年6月1日～令和5年3月31日
札幌駅前合同ビル （札幌駅前ビジョン）	※他の広告と調整の上、適時放映
4丁目プラザ （メガ・ビジョン4プラ）	
札幌 PARCO （札幌 PARCO ビジョン）	
H I L O S H I	
サブロー.TV （すすきの交差点）	



4 各団体への協賛

(1) 「公益社団法人 小さな親切運動北海道本部」への協賛

この法人は、「小さな親切」を前提とする新たな社会道義の確立に寄与することを目的として「小さな親切」の心を育てる活動を行っている法人であり、実践者を表彰する「小さな親切実行章」、作文コンクール、ごみ拾い運動などの事業を行っている。

当会議では、この法人の賛助会員となっており、賛助会費の支払いを通して、札幌市民憲章の理念の推進に資するこの法人の活動を支援している。(賛助会費10,000円)

(2) 「公益社団法人 心の里親会・奨学会」への協賛

この法人は、「すべての子らに母の愛情を」の理念の下、児童養護施設で生活する子供を対象に、文通による精神的支援をはじめ、様々な支援活動を行っている。

当会議では、この法人が行っている「児童養護施設の児童絵画・書道展」及び「児童養護施設の作文コンクール」に対して、名義後援及び「札幌市民憲章推進会議議長賞」の授与を行っており、同賞において授与する賞状と盾を贈呈した。(事業費7,161円)

令和4年度 一般会計歳入歳出決算

【歳入の部】

(単位:円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B)-(A)	備考
1 会費	460,000	451,230	△ 8,770	・賛助会費 (個人132口、団体386口)
2 交付金	67,000	67,000	0	・札幌市からの交付金
3 繰越金	635,585	635,585	0	・令和3年度からの繰越金
4 雑入	0	1	1	・預金利息
合計	1,162,585	1,153,816	△ 8,769	

【歳出の部】

(単位:円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B)-(A)	備考
1 事業費	597,000	417,664	△ 179,336	
1 会議費	40,000	62,160	22,160	総会・常任委員会等 ※書面表決用はがき購入費用等
2 推進活動費	557,000	355,504	△ 201,496	推進活動費 338,343
				花壇植込 142,845
				普及啓発費 0
				実践優良者表彰関係費 195,498
				セーフティ&クリーン大作戦関係費 0
				負担金補助及び交付金 17,161
				小さな親切運動負担金 10,000
				心の里親会児童絵画・書道展負担金 4,774
				心の里親会作文コンクール負担金 2,387
				ミニさっぽろ2022負担金(※中止のためなし) 0
2 事務局費	30,000	13,190	△ 16,810	・事務費 振込手数料等
3 予備費	535,585	0	△ 535,585	・市民憲章板補修(実施なし)
4 繰越金	0	722,962	722,962	・令和5年度への繰越金
合計	1,162,585	1,153,816	△ 8,769	

令和4年度 周年記念行事等特別会計 歳入歳出決算

【歳入の部】

(単位:円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B)-(A)	備考
1 事業収入	0	0	0	
2 繰越金	1,652,601	1,652,601	0	・令和3年度からの繰越金
3 雑入	10	14	4	・預金利息等
合計	1,652,611	1,652,615	4	

【歳出の部】

(単位:円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B)-(A)	備考
1 事業費	200,000	0	△ 200,000	・市民憲章板補修(実施なし)
2 予備費	0	0	0	
3 繰越金	1,452,611	1,652,615	200,004	・令和5年度への繰越金
合計	1,652,611	1,652,615	4	

令和4年度 監査報告

札幌市民憲章推進会議の令和4年度歳入歳出決算について、関係帳簿、関係証ひょう書類等を照合・監査の結果、いずれも正確かつ適正に処理されていることを認めます。

令和 5年 6月 16日

札幌市民憲章推進会議 監査委員

徳田恭一 

令和 5年 6月 16日

札幌市民憲章推進会議 監査委員

泉善行 

令和 5 年度一般会計事業計画(案)

札幌市民憲章の精神がより多くの市民の心の中に定着し、受け継がれていくために、札幌市民憲章の普及と実践活動のための事業を推進する。

1 札幌市民憲章実践優良者表彰

地域・職域において、率先して札幌市民憲章を普及し、札幌市民憲章を実践する活動を行っている団体・個人を表彰する。[令和 5 年 11 月実施予定]

2 「ミニさっぽろ 2023」の共催

令和 5 年度に開催予定の「ミニさっぽろ 2023」において、札幌市民憲章の普及・啓発に効果的な事業を行う。(子ども未来局や公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会と連携事業について調整中。)[令和 5 年 9 月 30 日、同年 10 月 1 日実施予定]

3 「北 1 条通オフィス町内会 セーフティ&クリーン大作戦」への参加

北 1 条通沿い(西 1 丁目～西 14 丁目)において実施している清掃・交通安全街頭啓発活動「北 1 条通オフィス町内会セーフティ&クリーン大作戦」に、世話人として参加する。[令和 5 年 6 月 30 日(金)及び令和 5 年 9 月頃実施予定]

4 花壇への花苗の植込み支援

札幌市民憲章花壇(札幌市民憲章制定 20 周年記念花壇 5 か所及び五輪花壇 1 か所)に花苗の植込みを行う地域団体に対して、交付金又は花苗等の現物の提供を行う。

5 札幌市民憲章普及啓発事業の実施

これまで実施してきたパネル展やデジタルサイネージへの PR 映像の放映等の方法により、札幌市民憲章を広く市民に普及・啓発するための取組を行う。[実施時期未定]

6 各団体への協賛

- (1) 「公益社団法人 小さな親切運動北海道本部」への協賛
賛助会員としての協賛を継続する。

(2) 「公益社団法人 心の里親会・奨学会」への協賛

当該法人が実施する事業「児童養護施設の児童絵画・書道展」及び「児童養護施設の作文コンクール」に対して、名義後援及び「札幌市民憲章推進会議議長賞」の授与を行い、同賞において授与する賞状 3 枚と盾 3 基を提供する。

令和5年度 一般会計 歳入歳出予算(案)

【歳入の部】

(単位:円)

科目	令和4年度 予算額(A)	令和5年度 予算額(B)	増減 (B)-(A)	備考
1 会費	460,000	460,000	0	・賛助会費
2 交付金	67,000	67,000	0	・札幌市からの交付金
3 繰越金	635,585	722,962	87,377	・令和4年度からの繰越金
4 雑入	0	0	0	・預金利息等
合計	1,162,585	1,249,962	87,377	

【歳出の部】

(単位:円)

科目	令和4年度 予算額(A)	令和5年度 予算額(B)	増減 (B)-(A)	備考
1 事業費	597,000	597,000	0	
1 会議費	40,000	40,000	0	・総会・常任委員会等
2 推進活動費	557,000	557,000	0	・推進活動費 440,000
				花壇植込 150,000
				普及啓発費 150,000
				実践優良者表彰関係費 140,000
				セーフティ&クリーン大作戦関係費 0
				・負担金補助及び交付金 117,000
				小さな親切運動負担金 10,000
				心の里親会児童絵画・書道展負担金 5,000
				心の里親会作文コンクール負担金 2,000
				ミニさっぽろ負担金 100,000
2 事務局費	30,000	30,000	0	・事務費(振込手数料等)
3 予備費	535,585	622,962	87,377	
合計	1,162,585	1,249,962	87,377	

令和5年度周年記念行事等特別会計事業計画（案）

1 札幌市民憲章制定60周年記念事業

令和5年11月3日（金）の文化の日に制定60周年を迎えることから、これを記念して60周年記念事業実行委員会（以下6団体で構成）において以下の事業を実施する。

事業の実施をとおして、市民の総意として制定された札幌市民憲章の周知・啓発を行い、更なる浸透を図っていく。

なお、第1回実行委員会については、令和5年5月30日（火）に開催している。

<構成団体（五十音順、敬称略）>

- ・札幌市小学校長会
- ・札幌市中学校長会
- ・札幌市PTA協議会
- ・社団法人 札幌青年会議所
- ・特定非営利活動法人 さっぽろ時計台の会
- ・株式会社 北海道新聞社

(1) 60周年記念式典の開催

ア 開催日時・場所

令和5年11月29日（水）18時30分～ 札幌時計台ホール

イ 概要

札幌市民憲章の唱和のほか、市内の小中学校生徒による合唱や演奏といった芸術発表の場などを設ける。また、札幌市民憲章実践優良者表彰のほか、インスタグラムフォトコンテスト（※後述）における入賞作品を紹介する。

(2) インスタグラムフォトコンテストの開催

ア 開催期間

令和5年7月21日（金）～令和5年9月21日（木）

イ 概要

札幌市民憲章や自治基本条例の普及・啓発に加えて、市民自治・市民参加の考え方や取組が身近なものであることをより多くの市民に周知すべく、市民（企業・団体等を含む。）から札幌市民憲章に沿ったテーマの写真やコメントをSNS（インスタグラム）上に投稿してもらう。また、入賞作品は上記記念式典で紹介するほか、入賞者には賞品（特賞は5万円分商品券。その他賞品は協力企業等から提供いただいた商品を予定。）を贈呈する。（※詳細は別紙のとおり。）

札幌市民憲章（※○は、投稿例）

前章：わたしたちは、時計台の鐘になる札幌の市民です。

1章：元気ではたらき、豊かなまちにしましょう。

○仕事で頑張っている姿、頑張った後のご褒美 ○ボランティア活動 等

2章：空も道路も草木も水も、きれいなまちにしましょう。

○近隣のゴミ拾い ○花壇の手入れ ○札幌市の美しい景色 等

3章：きまりをよくまもり、住みよいまちにしましょう。

○交通安全運動 ○子どもの見守り ○防災訓練 等

4章：未来をつくる子どものしあわせなまちにしましょう。

○子どもたちへのスポーツ指導、絵本の読み聞かせ 等

5章：世界とむすぶ高い文化のまちにしましょう。

○音楽や美術鑑賞 ○演奏会の手伝い ○市内のイベントへの参加 等

(3) 令和5年度に60周年を迎える企業等との連携

令和5年度（2023年度）に60周年を迎える企業等（昭和38年度（1963年度）に会社を設立、人気商品を開発した企業等）と連携し、上記記念式典やフォトコンテストの周知拡大を図ることで、幅広い世代に札幌市民憲章を浸透させる。

また、札幌市民憲章の普及・啓発に向けてより効果的に議論を進めるべく、複数の連携企業が意見交換をする場を設けるなどし、その実施内容等について、適時実行委員会や札幌市民憲章推進会議（常任委員会・総会）の場で報告する。

なお、札幌市民憲章に賛同し、札幌市民憲章制定60周年記念事業に協力いただいている企業は以下のとおり。

<協力企業（※令和5年7月19日時点。企業名の50音順。）>

- | | |
|---------------------|------------------|
| ・株式会社アド・ビューロー岩泉 | ・イオン北海道株式会社 |
| ・コクヨ北海道販売株式会社 | ・株式会社コジマ |
| ・株式会社セコマ | ・株式会社ツルハ |
| ・西山製麺株式会社 | ・パーソルテンプスタッフ株式会社 |
| ・北海道コカ・コーラボトリング株式会社 | |

(4) 札幌市民憲章ロゴ・ポスターの制作

札幌市民憲章の普及・啓発を目的として、札幌市民憲章のロゴ及びポスターを新たに制作し、制作したロゴ及びポスターを市内各所に掲示するなどして、幅広い世代に札幌市民憲章を浸透させる。（札幌市立大学デザイン学部と調整中。）

2 札幌市民憲章板の補修

市内6か所の札幌市民憲章制定20周年記念花壇等に設置されている札幌市民憲章板について、必要に応じて随時補修作業等を実施する。

さっぽろの
「うれしい」を
見つけて!



さっぽろの
「好き」を
見つけて!



さっぽろの
「楽しい」を
見つけて!



札幌市民憲章制定60周年記念事業

インスタグラム フォトコンテスト



まちづくりキャラクター「まっちゃん」

すみ良い街
「さっぽろ」を
さがしてみよう!

札幌市民憲章

- 前章:わたしたちは、時計台の鐘がなる札幌の市民です。
 1章:元気でたらし、豊かなまちにしましょう。
 2章:空も道路も草木も水も、きれいなまちにしましょう。
 3章:きまりをよくまもり、住みよいまちにしましょう。
 4章:未来をつくる子どものしあわせなまちにしましょう。
 5章:世界とむすび高い文化のまちにしましょう。



開催要領など

札幌市民憲章制定60周年を記念してインスタグラムフォトコンテストを開催します。
 概要は以下のとおりです。また、詳細は募集要領(裏面又は二次元コード先)をご覧ください。

テーマ

札幌市民憲章第1章から第5章の内容に沿った写真を募集します。

募集期間

令和5年7月21日(金)から令和5年9月21日(木)まで

ハッシュタグ「#札幌市民憲章60」を付けて、
 札幌市民憲章第何章に沿ったどのような内容の作品かをコメント欄に明記して投稿してください。
 小学生や中学生は、電子メールやプリントした写真での応募も可能です。

入賞

入賞作品は令和5年11月開催予定の札幌市民憲章60周年記念式典で紹介するほか、
 入賞者には賞品を贈呈します。(詳細は別途お知らせします。)



札幌市自治基本条例
キャラクター「じっちゃん」

問い合わせ先:インスタグラムフォトコンテスト運営事務局(㈱アド・ビューロー岩泉)担当:長谷、笠原、清 電話011-727-6001(直通)
 主催:札幌市民憲章推進会議(事務局:札幌市市民文化局市民自治推進室市民自治推進課内)

インスタグラムフォトコンテスト

【募集要領】



概要

札幌市民憲章制定60周年を記念してインスタグラムフォトコンテストを開催します。以下市民憲章の第1章～第5章に沿ったテーマの写真やコメントをインスタグラム上に投稿してください。入賞された方には賞品を贈呈します。

テーマ

札幌市民憲章第1章から第5章の内容に沿った写真を募集します。

札幌市民憲章

(右記○は、投稿例)

前章: わたしたちは、時計台の鐘なる札幌の市民です。

1章: 元気ではたらき、豊かなまちにしましょう。

○仕事で頑張っている姿、その後のご褒美 ○ボランティア活動 ○子どものお手伝い 等

2章: 空も道路も草木も水も、きれいなまちにしましょう。

○札幌市の美しい景色 ○道路や河川のゴミ拾い ○花壇の手入れ ○草刈り 等

3章: きまりをよくまもり、住みよいまちにしましょう。

○交通安全運動 ○子どもや高齢者の見守り ○防災訓練 等

4章: 未来をつくる子どものしあわせなまちにしましょう。

○子どもの遊ぶ姿 ○育児をする姿 ○子どもたちへの指導 ○絵本読み聞かせ 等

5章: 世界とむすび高い文化のまちにしましょう。

○音楽や美術鑑賞 ○演奏活動やそのお手伝い ○札幌市内のイベントへの参加 等

募集期間

令和5年7月21日(金)から令和5年9月21日(木)まで

審査対象

- ・ハッシュタグ「#札幌市民憲章60」を付けて投稿してください。
- ・投稿時に第何章に沿ったどのような作品なのかコメントに明記してください。
- ・小学生や中学生の場合は、電子メールやプリントした写真での応募も可能です。

●電子メールでの応募(推奨)

第何章に沿ったどのような作品かを明記のうえ、下記送付先に撮影した写真データを送付してください。
※写真データはJPEGファイル形式で1度の送付につき5MBまでとします。

<送付先> sapporo_shiminkensho@iwaizumi.co.jp

●プリントした写真での応募

運営事務局(表面記載)へご連絡ください。

※写真サイズは四つ切りサイズ(254×305)とします。※写真は返しません。

小学生・中学生のみ

- ・撮影時期や撮影場所は問いません。
- ・被写体に人物が含まれる場合は、本人の了承を得たうえで投稿してください。
- ・作品は応募者本人が撮影した写真であり、かつ他のフォトコンテストに入賞したことがない作品に限ります。
- ・複数作品を1つの投稿に掲載した場合は、1枚目の作品を応募作品とみなします。
- ・期間中は一人何点でも応募可能です。
- ・プロ・アマ問わずどなたでも応募可。ただし日本国内に在住される方に限ります。
- ・企業や団体としても応募可能です。
- ・インスタグラムのメッセージ機能が使えることを事前に確認してください。
(入賞者にはインスタグラムのダイレクトメッセージや電子メールで連絡するため)



さっぽろ市
02-002-23-1430
R5-2-974

注意点

- ・未成年の方は保護者の同意を得た上で応募してください。
- ・投稿作品は、主催者が自由に編集等を行った上で、札幌市のウェブサイトなどに掲載できるものとします。
- ・他の作品の模倣や類似と認められる場合には、受賞決定後でも賞を取り消す場合があります。
- ・作品中に他人が著作権などを持つ著作物などが認められる場合は、応募者の責任において、著作権者などから応募のための複製などの利用許諾を得るものとします。人の肖像などを利用する場合も同様とします。
- ・投稿者以外の人物が写りこむ場合は、その人物の承諾を得た上で投稿してください。
- ・インスタグラムやその他のSNSでの投稿内容やそれに関わるトラブルに関して、主催者は一切責任を負いません。

後援 札幌市、札幌市教育委員会

令和5年度 周年記念行事等特別会計 歳入歳出予算(案)

【歳入の部】

(単位:円)

科 目	令和4年度 予算額(A)	令和5年度 予算額(B)	増減 (B) - (A)	備 考
1 事業収入	0	0	0	
2 繰越金	1,652,601	1,652,615	14	・令和4年度からの繰越金
3 雑入	10	10	0	・預金利息等
合 計	1,652,611	1,652,625	14	

【歳出の部】

(単位:円)

科 目	令和4年度 予算額(A)	令和5年度 予算額(B)	増減 (B) - (A)	備 考
1 事業費	200,000	900,000	700,000	
(1) 札幌市民憲章板補修費	200,000	200,000	0	
(2) 60周年記念事業費		700,000	700,000	【内訳】 ・60周年記念式典 ・フォトキャンペーン 600,000 ・60周年記念ロゴ ・札幌市民憲章ポスター 100,000
2 予備費	0	300,000	300,000	・事務費(資料作成、ポスター印刷等)
3 繰越金	1,452,611	452,625	△ 999,986	・令和6年度への繰越金
合 計	1,652,611	1,652,625	14	

任期満了に伴う役員を選任について

役員構成については、会則第 4 条第 1 項に基づき議長 1 名、副議長若干名、常任委員若干名、監査委員 若干名を選任することとしており、役員選出については、同条第 2 項に基づき構成員の互選によるものとしておりますが、書面決議での開催となりましたことから、以下のとおり事務局から提案させていただきます。

(敬称略)

役職名	団 体 名	職 名	氏 名
議 長			松平 英明
副議長	札幌商工会議所	会頭	岩田 圭剛
〃	札幌市立高等学校・特別支援学校長会	会長	宮田 佳幸
〃	北海道放送株式会社	代表取締役社長	勝田 直樹
〃	札幌市議会	議長	飯島 弘之
常任委員長	特定非営利活動法人さっぽろ時計台の会	会長	谷 征輝
常任副委員長	札幌市 P T A 協議会	会長	中野 吉朗
常任委員	株式会社エフエム北海道	代表取締役社長	土屋 敦司
〃	札幌交通安全連合会	会長	木村 輝美
〃	一般社団法人札幌市医師会	事務局長	山本 裕之
〃	札幌市学校教護協会	理事長	須藤 勝也
〃	一般社団法人札幌歯科医師会	事務局長	平田 学
〃	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会	常務理事	菱谷 雅之
〃	札幌市赤十字奉仕団	委員長	横堀 道子
〃	一般財団法人 札幌市スポーツ協会	常務理事	長澤 茂嗣
〃	札幌市中学校長会	会長	小澤 保範
〃	札幌市仏教連合会	会長	田中 清元
〃	一般社団法人札幌青年会議所	理事長	井口 優
〃	札幌地区防犯協会連合会	会 長	山内 睦夫
〃	札幌テレビ放送株式会社	代表取締役社長	井上 健
〃	一般社団法人札幌薬剤師会	事務局長	長谷川 敏郎
〃	株式会社ジェイコム札幌	代表取締役社長	寺尾 弘一
〃	日本放送協会札幌拠点放送局	局 長	梅岡 宏
〃	北海道高等学校長協会石狩支部	石狩支部長	藤村 誠
〃	株式会社北海道新聞社	代表取締役会長	宮口 宏夫
〃	北海道テレビ放送株式会社	代表取締役社長	寺内 達郎
〃	北海道文化放送株式会社	代表取締役社長	鶴井 亨
〃	毎日新聞社北海道支社	支社長	板垣 博之
〃	札幌市教育委員会	教育委員	阿部 夕子
〃	札幌市教育委員会	教育長	檜田 英樹
〃	札 幌 市	市民文化局長	前田 真子
〃	札 幌 市	中央区長	中川 雅己
〃	札 幌 市	北区長	佐々木 美香子
〃	札 幌 市	東区長	中澤 伸之
〃	札 幌 市	白石区長	高橋 淳
〃	札 幌 市	厚別区長	前田 明寿
〃	札 幌 市	豊平区長	芝井 静男
〃	札 幌 市	清田区長	知野 学
〃	札 幌 市	南区長	奥村 俊文
〃	札 幌 市	西区長	坪田 靖
〃	札 幌 市	手稲区長	高久 政行
監査委員	一般社団法人札幌観光協会	専務理事	泉 善行
〃	札幌市小学校長会	会 長	徳田 恭一

參考資料

札幌市民憲章推進会議 役員名簿

(敬称略)

役職名	団体名	職名	氏名
議長			松平 英明
副議長	札幌商工会議所	会頭	岩田 圭剛
〃	札幌市立高等学校・特別支援学校長会	会長	宮田 佳幸
〃	北海道放送株式会社	代表取締役社長	勝田 直樹
〃	札幌市議会	議長	飯島 弘之
常任委員長	特定非営利活動法人さっぽろ時計台の会	会長	谷 征輝
常任副委員長	札幌市PTA協議会	会長	中野 吉朗
常任委員	株式会社エフエム北海道	代表取締役社長	土屋 敦司
〃	札幌交通安全連合会	会長	木村 輝美
〃	一般社団法人札幌市医師会	事務局長	山本 裕之
〃	札幌市学校教護協会	理事長	須藤 勝也
〃	一般社団法人札幌歯科医師会	事務局長	平田 学
〃	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会	常務理事	菱谷 雅之
〃	札幌市赤十字奉仕団	委員長	横堀 道子
〃	一般財団法人 札幌市スポーツ協会	常務理事	長澤 茂嗣
〃	札幌市中学校長会	会長	小澤 保範
〃	札幌市仏教連合会	会長	田中 清元
〃	一般社団法人札幌青年会議所	理事長	井口 優
〃	札幌地区防犯協会連合会	会長	山内 睦夫
〃	札幌テレビ放送株式会社	代表取締役社長	井上 健
〃	一般社団法人札幌薬剤師会	事務局長	長谷川 敏郎
〃	株式会社ジェイコム札幌	代表取締役社長	寺尾 弘一
〃	日本放送協会札幌拠点放送局	局長	梅岡 宏
〃	北海道高等学校長協会石狩支部	石狩支部長	藤村 誠
〃	株式会社北海道新聞社	代表取締役会長	宮口 宏夫
〃	北海道テレビ放送株式会社	代表取締役社長	寺内 達郎
〃	北海道文化放送株式会社	代表取締役社長	鶴井 亨
〃	毎日新聞社北海道支社	支社長	板垣 博之
〃	札幌市教育委員会	教育委員	阿部 夕子
〃	札幌市教育委員会	教育長	檜田 英樹
〃	札幌市	市民文化局長	前田 真子
〃	札幌市	中央区長	中川 雅己
〃	札幌市	北区長	佐々木 美香子
〃	札幌市	東区長	中澤 伸之
〃	札幌市	白石区長	高橋 淳
〃	札幌市	厚別区長	前田 明寿
〃	札幌市	豊平区長	芝井 静男
〃	札幌市	清田区長	知野 学
〃	札幌市	南区長	奥村 俊文
〃	札幌市	西区長	坪田 靖
〃	札幌市	手稲区長	高久 政行
監査委員	一般社団法人札幌観光協会	専務理事	泉 善行
〃	札幌市小学校長会	会長	徳田 恭一

札幌市民憲章推進会議 構成団体名簿

団体名
札幌ライオンズクラブ
札幌中央ライオンズクラブ
札幌エルムライオンズクラブ
札幌アカシヤライオンズクラブ
札幌ポプラライオンズクラブ
札幌ライラックライオンズクラブ
札幌もいわライオンズクラブ
札幌クラークライオンズクラブ
札幌まるやまライオンズクラブ
札幌はまなすライオンズクラブ
札幌時計台ライオンズクラブ
札幌リバティライオンズクラブ
札幌しらかばライオンズクラブ
札幌新星ライオンズクラブ
札幌ロータリークラブ
札幌東ロータリークラブ
札幌南ロータリークラブ
札幌西ロータリークラブ
札幌幌南ロータリークラブ
札幌手稲ロータリークラブ
札幌北ロータリークラブ
札幌真駒内ロータリークラブ
札幌西北ロータリークラブ
北海道大学
北海道教育大学
札幌医科大学
北海学園大学
北星学園大学
藤女子大学
札幌大学
天使大学
札幌大谷大学
北翔大学
日本経済新聞社札幌支社
共同通信社札幌支社
時事通信社札幌支社
札幌姉妹都市協会
一般財団法人 札幌市スポーツ協会
札幌市芸術文化財団
札幌国際プラザ
北海道肢体不自由児者福祉連合協会
札幌市文化財保護審議会
札幌市スポーツ推進委員会
札幌貿易協会
札幌市商店街振興組合連合会

札幌市民憲章推進会議 構成団体名簿

団体名
定山溪観光協会
信金中央金庫北海道支店
札幌卸商連盟
札幌市農業協同組合
交通道德協会札幌支部
札幌ハイヤー協会
札幌地区トラック協会
北海道神社庁 札幌支部
カトリック札幌司教区
生長の家札幌教化部
創価学会
天理教北海道教務支庁
北海道YMC A
札幌YWCA
北海道ユースホステル協会
札幌海洋少年団
日本ボーイスカウト 札幌地区委員会
ガールスカウト北海道連盟札幌地区協議会
北海道高等学校PTA連合会
札幌市私立幼稚園連合会
北海道私立専修学校各種学校連合会
北海道私立中学高等学校協会
札幌地区ラジオ体操連盟
札幌地方検察庁
札幌保護観察所
札幌少年鑑別所
札幌法務局人権擁護部
札幌人権擁護委員協議会
札幌家事調停協会
札幌市保護司会連絡協議会
札幌更生保護協会
札幌市青少年育成委員会連絡協議会
札幌市民生委員児童委員協議会
札幌市BBS会
心の里親会・奨学会
札幌市母子寡婦福祉連合会
札幌市老人クラブ連合会
札幌母子寮連合会
連合北海道札幌地区連合会
クリーンさっぽろ衛生推進連絡協議会
札幌市食品衛生協会
さっぽろ獣医師会
札幌公衆浴場商業協同組合
札幌美容協同組合
札幌理容協同組合

札幌市民憲章推進会議 構成団体名簿

団体名
札幌クリーニング協同組合
公益社団法人北海道鍼灸柔整マッサージ師会
白石区ふるさと会
本府地区町内会連合会
中央地区町内会連合会
東北連合町内会
苗穂連合町内会
東地区連合町内会
豊水地区連合町内会
西創成親和会
曙地区連合町内会
山鼻町内会連合会
幌西地区連合町内会
大通地区町内会連合会
西連合町内会
南円山連合町内会
円山町内会連合会
桑園地区連合町内会
宮の森大倉山連合町内会
鉄西連合町内会
幌北連合町内会
北連合町内会
新川さくら並木連合町内会
新琴似連合町内会
麻生連合町内会
篠路茨戸連合町内会
屯田連合町内会
新琴似西連合町内会
太平百合が原連合町内会
拓北・あいの里連合町内会
鉄東地区連絡協議会
北光連合町内会
北栄連合町内会
栄西連合町内会
栄東連合町内会
元町まちづくり連合会
伏古本町連合町内会
丘珠連合町内会
札幌地区自治連絡協議会
苗穂連合町内会
白石地区連合町内会
東白石地区町内会連合会
東札幌町内連合会
菊水町内会連絡協議会
北白石連合町内会

札幌市民憲章推進会議 構成団体名簿

団体名
北東白石連合町内会
白石東地区町内会連合会
菊の里連合町内会
厚別中央町内会連合会
厚別南町内会連合会
厚別西町内会連合会
もみじ台自治連合会
青葉町自治連合会
厚別東町内会連合会
豊平地区町内会連合会
美園地区町内会連合会
月寒地区町内会連合会
平岸地区町内会連合会
中の島地区町内会連合会
西岡地区町内会連合会
東月寒地区町内会連合会
南平岸地区町内会連合会
福住地区町内会連合会
北野地区町内会連合会
清田中央地区町内会連合会
平岡地区町内会連合会
清田地区町内会連合会
里塚・美しが丘地区町内会連合会
澄川地区連合会
藻岩下地区連合会
真駒内地区連合会
藻岩地区町内会連合会
南沢地区町内会連合会
石山地区町内会連合会
芸術の森地区連合会
藤野地区町内会連合会
簾舞地区まちづくり連合会
定山溪連合町内会
八軒連合町内会
八軒中央連合町内会
琴似二十四軒地区連合町内会連絡会
山の手連合町内会
発寒北連合町内会
発寒連合町内会
西町連合町内会
西野地区連合町内会連絡協議会
手稲中央連合町内会
手稲鉄北連合町内会連絡協議会
前田地区連合町内会連絡協議会
新発寒地区連合町内会連絡協議会

札幌市民憲章推進会議 構成団体名簿

団体名
富丘西宮の沢連合町内会連絡協議会
稲穂金山連合町内会連絡協議会
星置地区連合町内会連絡協議会
北海道警察
札幌市社会教育委員会議（委員）
札幌市議会（副議長）
札幌市議会（財政市民委員）
札幌市教育委員会（教育委員）
札幌市（市長）
札幌市（副市長）
札幌市（保健福祉局長）
札幌市（環境局長）

札幌市民憲章推進会議会則

(最近改正 平成 28 年 5 月 30 日)

(名称)

第 1 条 この会議は、札幌市民憲章推進会議という。

(目的)

第 2 条 この会議は、札幌市民憲章の周知を図り市民憲章が真に市民生活の中に融和し、より豊かな市民となるために適切な実践案を策定し、これを推進することを目的とする。

(構成)

第 3 条 この会議は、市内各団体の代表者をもって構成する。

- 2 構成員の補充は構成員 3 名以上の推薦により、常任委員会において決定し、議長が委嘱する。ただし、職務上の異動の場合は、その後任者をあてる。
- 3 この会議は、第 1 項の規定にかかわらず、特に必要と認めた者を構成員とすることができる。

(役員)

第 4 条 この会議には、次の役員を置く。

議長 1 名 副議長 若干名 常任委員 若干名 監査委員 若干名

- 2 前項の役員は構成員の互選による。
- 3 役員に欠員を生じたときは、前項の規定により補充するものとする。ただし、職務上の事由による場合は、前条第 2 項ただし書きの規定を準用する。

(役員任期)

第 5 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員により補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第 6 条 議長はこの会議を代表し会務を総理する。

- 2 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 常任委員は議長及び副議長をたすけ、この会議の業務を処理する。
- 4 監査委員はこの会議の会計並びに業務の運営状況を監査する。

(顧問)

第 7 条 この会議に顧問を若干名おくことができる。

- 2 顧問は、総会の議決を経て議長が委嘱する。

(会議)

第 8 条 この会議に総会及び常任委員会を設ける。

(総会)

第 9 条 総会は、毎年 1 回開催する。ただし、議長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

- 2 総会は、議長が招集する。
- 3 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 会則の改正に関すること。

- (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、議長が特に必要と認めること。

(常任委員会)

第10条 常任委員会は、第4条第1項の役員をもって構成する。

- 2 常任委員会には、構成員の互選により、常任委員の中から委員長1名、副委員長若干名を置く。
- 3 常任委員会は、委員長が必要と認めたときに開催するものとし、委員長が招集する。
- 4 常任委員会は、次の事項を審議し、又は実施する。
 - (1) 総会に提出すべきこと。
 - (2) この会議の運営の細部に関すること。

(会計)

第11条 この会議は、寄付金その他の収入をもって、この会議の運営及びこの会議の目的を達成するために必要な事業等を行うものとする。

(会計区分)

第12条 この会議の会計は、一般会計及び特別会計とする。

- 2 この会議に、周年行事の実施等に要する費用に充てるため、周年記念行事等特別会計を設置する。
- 3 周年行事等特別会計に属する現金は、同一年度内に限り一般会計に貸し付けることができるものとする。
- 4 前項による貸付は利息を付さないで行うことができるものとする。

(会計年度)

第13条 この会議の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(専門委員)

第14条 議長は、この会議の運営等につき必要と認めるときは、この会議に専門委員を置くことができる。

(事務局)

第15条 この会議の事務を処理するため、札幌市市民文化局内に事務局を置く。

(補足)

第16条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については、議長が定める。

附 則

この会則は、昭和47年5月31日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年6月9日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年4月1日から施行する。